○自動車安全運転センターに対する資料の提供について

平成13年８月31日例規（交総）第136号

最近改正

令和５年３月17日例規（免）第23号

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）に対する資料の提供については、平成13年９月１日から次により実施することとしたので、適正な運用を図られたい。

１　提供する資料

センターに対して提供する資料は、次に掲げるものとする。

(１)　累積点数通知業務に関する資料

警察庁運転者管理業務（運転者管理等業務実施要領（令和５年３月17日例規（免）第22号）第２の(１)に規定する警察庁運転者管理業務をいう。以下同じ。）により出力した自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第１項第３号に規定する違反をした者に対する通知に係る当該違反の情報を記録した電磁的記録（以下「警告点データ」という。）及び当該警告点データの事件番号に係る違反登録票又は事故登録票（以下「違反等登録票」という。）

(２)　運転経歴証明業務に関する資料

センターの大阪府事務所（以下「センター事務所」という。）からの照会に基づき、警察庁運転者管理業務により照会した運転経歴に係る回答の情報を記録した電磁的記録（以下「回答データ」という。）

(３)　交通事故証明業務に関する資料

届出を受理した交通事故（交通事故情報総合管理システム運用要領（平成28年12月22日例規（交捜）第134号。以下「運用要領」という。）別表に掲げる人身事故及び物件事故をいう。以下同じ。）及び参考事故（運用要領別表に掲げる参考事故をいう。以下同じ。）に係る所要事項を記録した電磁的記録（以下「事故証明データ」という。）又は当該所要事項を記載した交通事故通知書（別記様式第１号）

２　提供の方法等

資料の提供は、次により行うものとする。

(１)　累積点数通知業務に関する資料

ア　交通総務課長は、警察庁運転者管理業務により警告点データを出力した上、電磁的記録媒体に記録し、当該警告点データを出力した日又はその翌日（その日が大阪府の休日に関する条例（平成元年条例第２号）第２条第１項に規定する府の休日に当たるときは、その翌日。後記(２)において同じ。）中にセンター事務所に提供する。

イ　運転免許課長は、違反等登録票を交通総務課長を経由してセンター事務所に送付し、センター事務所の用済後は、速やかに交通総務課長を経由して返還を受ける。

(２)　運転経歴証明業務に関する資料

交通総務課長は、センター事務所から運転経歴証明に関する事項の照会を受けたときは、速やかに警察庁運転者管理業務により照会し、当該照会に係る回答データを出力した上、電磁的記録媒体に記録し、照会を受けた日又はその翌日中にセンター事務所に提供する。

(３)　交通事故証明業務に関する資料

ア　交通事故

（ア）　登録済みの交通事故

交通総務課長は、交通事故情報総合管理システム（運用要領第２の(１)に規定する交通事故情報総合管理システムをいう。以下同じ。）に登録された交通事故について、事故証明データを出力して電磁的記録媒体に記録した上、速やかにセンター事務所に提供する。

（イ）　登録ができない交通事故

高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）は、機器の故障等のために交通事故情報総合管理システムに登録ができない交通事故については、交通事故通知書を手書きにより作成し、交通事故通知書送付書（別記様式第２号）に添付して、当該交通事故の届出を受理した日から５日以内に、交通総務課長を経由してセンター事務所へ送付する。

（ウ）　緊急の要請に係る交通事故

交通総務課長は、センター事務所から緊急に交通事故に係る資料の提供の要請を受けたときは、当該交通事故を受理した署長等に電話により照会した上、交通事故通知書を手書きにより作成し、直ちにセンター事務所に送付する。

イ　参考事故

（ア）　交通総務課長は、センター事務所から参考事故に係る資料の提供の要請を受けたときは、その旨を当該参考事故を受理した署長等へ通知する。

（イ）　前記（ア）による通知を受けた署長等は、当該通知に係る参考事故について資料を提供することができると認める場合は、交通事故通知書を手書きにより作成し、交通事故通知書送付書に添付して、速やかに交通総務課長を経由してセンター事務所へ送付する。

３　資料提供の記録

(１)　交通総務課長は、資料提供簿（別記様式第３号）を備え付け、センター事務所に対する資料提供の経過を明らかにしておくものとする。

(２)　署長等は、センター事務所から送付を受けた交通事故通知書受領書（別記様式第４号）を整理保存し、資料提供の経過を明らかにしておくものとする。

４　各種証明書の申請手続の教示等

(１)　警察署長は、センターが作成する運転経歴証明書交付申請書用紙及び交通事故証明書交付申請書用紙を警察署、交番及び駐在所に備え付け、申請者の求めに応じて交付するとともに、申請手続、記載要領等を教示するものとする。

(２)　高速道路交通警察隊長は、センターが作成する交通事故証明書交付申請書用紙を備え付け、申請者の求めに応じて交付するとともに、申請手続、記載要領等を教示するものとする。

(３)　交通事故の捜査に際しては、交通事故の当事者にセンターが作成する交通事故証明書交付申請書用紙を交付するとともに、申請手続、記載要領等を積極的に教示するものとする。